

# 仙台市 農政だより

2019年 夏号



【発行】仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)

## 「仙台枝豆プロジェクト」を進めています



「仙台枝豆プロジェクト」は、生産地と消費地が近い仙台的農業の強みを活かした流通システムを構築し、早朝に収穫した新鮮な枝豆を、その日の夕方に飲食店で提供する取り組みです。

「今朝採りの鮮度」、「良質」といった高付加価値化により生産者の収益増加につなげるとともに、市内の飲食店等で地元消費者や観光客にPRすることにより、地域経済の活性化を図ります。

昨年は6ヶ所の生産者の方々から出荷いただき、市内の96の飲食店で提供しました。今年も提供店舗の拡大を目指していきます。

また、このプロジェクトで構築した流通システムを活用し、枝豆以外の仙台産農産物も飲食店に提供することで、地産地消への取り組みを強化します。

### ○飲食店での今朝採り枝豆提供期間

7月下旬～10月初旬予定

※提供店の詳細は、右記の仙台枝豆プロジェクトのフェイスブックをご覧ください。



【仙台枝豆プロジェクト】  
<https://facebook.com/sendaiedamame/>

【農政企画課農食ビジネス推進室(電話:214-8266)】

## 米粉製粉機をご利用ください

せんだい農業園芸センター加工棟の米粉製粉機が、ご利用いただけます。

### ○利用できる方：市内の農業者

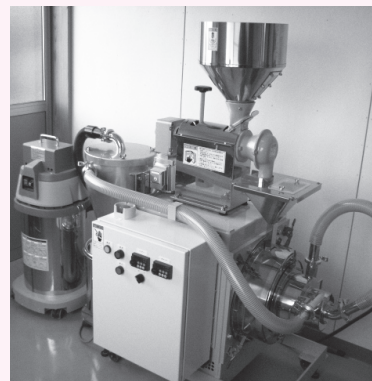
### ○利用料金：30分100円(税別)

※光熱費等の実費負担のみの金額です。  
※10キログラムの米で約1時間かかります。

### ○利用方法：せんだい農業園芸センターへ直接予約

※詳細及び空き状況等は右記のせんだい農業園芸センターホームページからご確認ください。

※初めて利用される方は、農政企画課農食ビジネス推進室にお問い合わせください。



【せんだい農業園芸センター】  
<http://sendai-nogyo-engei-center.jp/>

【せんだい農業園芸センター(電話:288-0811)】

【農政企画課農食ビジネス推進室(電話:214-8266)】

## 野菜・花き用パイプハウスの設置を助成します

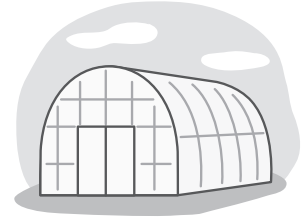
野菜・花きを生産するためのパイプハウス設置にかかる費用の一部を助成します。

### ○対象者

- ・認定農業者
- ・認定新規就農者
- ・エコファーマー

※ただし、市内に住所(所在地)を有し、市税を滞納していない方に限ります。

※また、本事業の補助対象経費について、国・県の補助金を受けている場合、あるいは受ける予定の場合は対象とはなりません。



### ○事業要件

- ・認定農業者・認定新規就農者については、市が認定した計画に基づいて行うものであること
- ・エコファーマーについては、認定を受けた導入作物の生産に要するものであること
- ・1年度につき農業者1人あたり500㎡を上限とする
- ・園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合については、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入すること
- ・再築の場合、設置後10年以上経過していること

### ○助成内容

施設種類	施設基準	助成率
補強型	間口5m以上・パイプ口径30mm以上 専用ドア付	新築：事業費の1/3以内、2,400円/㎡限度 再築：事業費の1/4以内、1,800円/㎡限度
第1種施設	間口5m以上・パイプ口径20mm以上 専用ドア付	新築：事業費の1/3以内、2,000円/㎡限度 再築：事業費の1/4以内、1,500円/㎡限度
第2種施設	第1種施設基準以外のもの	新築：事業費の1/3以内、1,000円/㎡限度 再築：事業費の1/4以内、750円/㎡限度

今年度の助成をご希望の方は、事前調査票(※)で、下記までお申込みください。

予算に限りがありますので、ご希望の方はお早めにお申込みください。

(※)事前調査票は下記のほか、JA仙台各営農センターでも配布しています。

【農業振興課担い手育成係(電話:214-7327/FAX:214-8338)】

## 多面的機能支払交付金制度により地域の共同活動を支援します

多面的機能支払交付金制度は、農地の維持のほか、水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持、施設の軽微な補修、花の植栽による景観形成など地域の共同活動を支援する制度です。

現在、市内では、50組織が農業振興地域内の農用区域において活動しており、水路・農道等の保安全管理に大きな成果を挙げています。

市では、今後も農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、地域の共同活動に対して支援していきます。

来年度以降、新たにこの制度の活用を希望する地域の方は、下記までご相談ください。



高めよう 地域協働の力!

【農業振興課地域支援係(電話:214-8334)】

## GAPの認証取得にかかる経費を助成します

農業生産工程管理(GAP)の認証取得、又は更新に必要な経費の一部を助成します。

### ○対象者

- ・ 認定農業者
- ・ 認定新規就農者
- ・ 農地所有適格法人
- ・ 農業者3戸以上で組織し、代表者及び規約を定めている団体
- ・ 仙台農業協同組合

※ただし、市内に住所(所在地)を有し、市税を滞納していない方に限ります。

### ○助成内容

- ・ 審査費用(登録費用、認証発行手数料等)
- ・ 設備改修資材導入費
- ・ 分析費(残留農薬、水質、土壌等)
- ・ ICTサービス利用料
- ・ 研修指導費用

### ○助成率

経費の1/2以内

※認証の種類毎に助成額の上限が異なります。

認証の種類	助成額上限
GLOBALG.A.P.	29万5千円
ASIAGAP	15万円
JGAP	13万円

※新規取得の場合は、宮城県農業生産工程管理推進事業(県単事業)の該当の有無に関わらず、当該県補助相当額を助成額から除きます。詳しくは下記までお問い合わせください。

【農業振興課生産振興係(電話:214-8335)】

## ドローン講習の受講にかかる経費を助成します

近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」の取り組みが注目を集めています。このような中、本市では、集落営農組織の経営基盤の強化を図るため、産業用マルチローター(通称ドローン)を利用して肥培管理を計画している集落営農組織等を対象に、オペレーターを確保するために必要な技能講習料について、経費の一部を助成します。

### ○対象者

集落営農組織 等

### ○助成内容

産業用マルチローター(ドローン)オペレーターの技能認定証の受給に要する経費の一部を助成します。

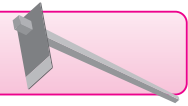


助成対象経費	助成率
産業用マルチローター指定教習所(※)における受講料等	補助対象経費の1/2以内 (上限13万2千円/名)
県外で講習を受ける場合の交通費	補助対象経費の1/2以内 (上限1万円/日/名、上限5日間)

※一般社団法人農林水産航空協会に指定されている、産業用マルチローター教習施設において受講する場合に限ります。(令和元年6月末現在)

【農業振興課生産振興係(電話:214-8335)】

## レクリエーション農園の開設等を支援します



市民がレクリエーション目的で野菜などの栽培を行うレクリエーション農園の開設又は修繕に必要な経費の一部を助成します。詳しくは下記までお問い合わせください。

### ○事業要件

- ・おおむね10a以上の農園面積であること
- ・開設者と利用者の間で、入園契約等を締結すること
- ・修繕の場合は過去にこの助成を受けていないこと 等

### ○助成率

助成対象経費	助成額上限
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地整備費</li> <li>・井戸工事費</li> <li>・看板設置費</li> <li>・駐車場整備費</li> <li>・休憩所及びトイレ設置費 等</li> </ul>	開設：30万円 修繕：15万円

※ただし、経費の1/2以内で、予算の範囲内とします

農園の情報について、市政だよりや市ホームページ等へ掲載を希望する方は、下記までご連絡ください。

【農政企画課農食ビジネス推進室(電話:214-8266)】



## 農薬は適正・安全に使用しましょう



農薬による事故を未然に防ぎ、消費者の皆さんに安全・安心な農産物を届けるため、農薬は適正に使用しましょう。

### ○ラベル記載事項の確認を

農林水産省の登録番号や使用方法等が表示されている農薬及び特定農薬のみ使用できます。農薬容器のラベルの記載をよく読み、対象作物名や希釈倍数等の使用基準、防護装備などに関する注意事項を遵守しましょう。

### ○周辺環境への配慮を

農薬散布時は、周辺に農薬が飛散しないように風向きや気象条件に注意しましょう。特に、住宅地等では、事前周知や作業時の看板設置などにより十分に配慮しましょう。

### ○土壌くん蒸剤(クロルピクリン剤等)の取扱いに注意を

くん蒸作業を行うにあたっては薬剤が周辺に蒸発して広がらないように被覆を行うことはもとより、土壌くん蒸専用マスク、手袋等を使用しましょう。

### ○農薬の容器を移し替えたりせず、保管は鍵のかかる保管庫で

誤飲・誤食を防ぐため、農薬を飲食品の容器に移し替えることは避けましょう。農薬は安全な場所に施錠して保管し、農薬の使用状況記録簿を備え付け、在庫状況を確認できるようにしましょう。

### ○万一、身体に異常を感じたら

農薬の散布によって頭痛やかぶれ等が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、農薬の容器を持って、直ちに医師の診断を受けましょう。

【農業振興課生産振興係(電話:214-8335)】

【発行】仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)

〒980-0803 青葉区国分町3丁目6番1号 表小路仮庁舎(仙台パークビル9階)

電話 022-214-8265 FAX 022-214-8338 (農政企画課)

◆Eメール kei008110@city.sendai.jp (農政企画課)

◆HP <https://www.city.sendai.jp/kurashi/shizen/norinsuisan/index.html>



仙台市農林水産業  
ホームページ